

# 外国・外資系企業向け立地促進パンフレット企画・制作業務 仕 様 書

## 1 業 務 名

外国・外資系企業向け立地促進パンフレット企画・制作業務

## 2 委 託 期 間

契約締結の日から令和7年7月18日（金）まで

## 3 業 務 目 的

企業立地を促進するための様々な優遇制度やサポートを提供している兵庫県では、外国・外資系企業の本社立地数が全国でも上位に位置している。

また、大阪・関西万博の開催や神戸空港の国際化等を契機として、今後、県内のビジネス環境は飛躍的な発展が見込まれることから、この好機を逃さず、外国・外資系企業の対日投資意欲を県内に取り込むため、兵庫県が有する立地優位性や優遇制度等をまとめたパンフレットを制作、印刷及び製本するとともに、WEBサイト公開用の電子データを作成する。

## 4 業 務 内 容

### (1) パンフレットの制作、印刷及び製本

以下のとおり制作し、紙媒体で納品すること。

#### ア 規格等

- (ア) 言 語 : 日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語
- (イ) サイズ : 視認性や兵庫県の魅力が伝わることを考慮して、最適なサイズ・形状を提案すること。
- (ウ) ページ数 : 兵庫県の魅力が伝わることを考慮して、最適な頁数を提案すること。  
※8ページ以上
- (エ) 色 数 : フルカラー
- (オ) 紙 質 : 視認性が高く、配布に適した紙質を提案すること。

#### イ 構 成

- (ア) 求める視点
  - a 兵庫県の産業やビジネス環境、生活環境、施策等に関する洞察が深いこと。
  - b 外国・外資系企業における対日投資の最新動向等を考慮して、ニーズに即した魅力を組み込んでいること。
  - c 兵庫県への企業立地に対する期待感や魅力が伝わることを考慮して、レイアウトや文字デザイン、写真、イラスト及びインフォグラフィック等は、内容に応じた最適な表現方法となるよう工夫していること。
  - d 主に県職員が投資セミナーや産業展示会、経済ミッションの受入等における説明資料として活用することを想定しているため、簡潔かつ明瞭に整理されていること。

(イ) 掲載項目

下表を想定しているが、提案による。

また、外国・外資系企業の興味を引く、魅力的かつ可読性が高い構成とすること。

なお、新たな掲載項目の追加提案も可能とする。

区 分	項目例
表紙・裏表紙	
目 次	※パンフレットの規格によっては不要とすることも可能。
兵庫県の概要	人口や面積等の基礎情報、外国・外資系企業の立地件数 等
産業の強み	ものづくり産業の集積、神戸医療産業都市、産業立地条例の重点立地促進分野における県内の現況 等
ビジネス環境の強み	最先端科学の技術基盤 (SPring-8、SACLA、スーパーコンピュータ「富岳」、良好な交通・物流アクセス、都会と比べたコストの安さ、再開発等のインフラ整備、コワーキングオフィス等の状況 等
生活環境の強み	外国人学校、宗教施設、外国人コミュニティ、安全対策 等
サポートや優遇制度	進出サポート体制、立地優遇制度、人材確保支援 等
インタビュー記事	既進出の外国・外資系企業や成長産業を牽引する県内企業のほか、産官学連携機関（研究機関、大学等）の代表者 等

(2) 電子データ（上記4(1)を以下の形式でデータ化したもの）の作成

以下のとおり作成し、電子媒体（CD-ROMもしくはUSBメモリ）で納品すること。

なお、デジタル機器での閲覧に適したレイアウトで作成すること。

ア 低解像度 PDF ファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別できること。

イ 高解像度 PDF ファイル

解像度 300dpi 以上の高解像度であること。

ウ レイアウトデータ

Adobe Illustrator（CC2020 以上の印刷会社にデータを渡して問題なく印刷ができる形式）で作成したアウトライン済データ及び、再編集可能なアウトライン前のデータを納品すること。

エ 中間生成物データ

画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む）

(3) 作業工程 ※委託者と都度協議して作業すること。

ア 紙面の企画及び製作、スケジュール管理表の作成

イ 原稿の作成、取材、写真撮影及び画像収集

ウ 掲載項目に関する団体や機関等への原稿確認

エ 撮影及び収集した画像に関する団体や機関等への使用許諾

オ 校正、校閲、翻訳及び DTP

カ 電子データの作成、印刷及び発送

#### (4) 業務全般の管理

- ア 委託者の制作意図を汲み取り、視認性及び可読性の高い紙面にすること。
- イ 委託者の指示に基づき、校正・校閲作業及びDTP編集を実施すること。
- ウ 受託者において、専門の編集員による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容の確認を行った後に、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。
- エ 受託者は、委託者による原稿確認、校正及び校閲を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。
- オ 受託者は料金の範囲内で独自に推薦できる提案等があれば、積極的に提案すること。
- カ デザイン等は追加提案を求めることがあるため、予め見積金額に含めること。

### 5 納品物、場所及び納期

#### (1) 納品物

	内 容	言 語	部 数
1	パンフレット（紙媒体）	日本語	1,000 部
		英 語	1,000 部
		中国語（簡体字）	300 部
		中国語（繁体字）	300 部
		韓国語	300 部
2	電子データ（CD-ROM もしくはUSB メモリ）	各言語	1 式

#### (2) 納品場所

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館7階）

兵庫県 産業労働部 国際局 国際課

#### (3) 納期

令和7年7月18日（金）17時

### 6 業務実施上の留意点

#### (1) 業務内容の調整又は変更

本業務の目的達成のため、受託者は、委託者と提案業務の実施方法や内容等について協議及び調整を行う。この協議及び調整において、委託者と受託者双方で確認のうえ、提案業務の内容等を修正又は変更することができる。

#### (2) 業務の履行に関する措置

ア 業務の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に協議及び連絡調整を行い、業務の進捗に遅れが生じないように、適切なスケジュール管理を行わなければならない。

イ 業務の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 納品データの安全管理

ア 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じなければならない。

イ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(4) 機密の保持

ア 受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。

イ 本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。

イ 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

(6) 所有権・著作権等

ア 受託者は、完成したパンフレット及び中間生成物等（以下「成果物」という。）が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。

イ 成果物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む）は、対価を全額支払ったときに委託者に移転するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を制作した者は、本業務に係る事項に関して法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。

ウ 前号に掲げる権利の移転及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は料金に含まれるものとする。

(7) 成果物の利用（二次利用）

委託者は、本業務の成果物等を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(8) 危険負担

成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が負担する。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(9) 契約不適合責任

ア 委託者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

イ (9)アに規定する場合において、委託者は、履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償請求及び契約を解除することができる。

ウ (9)アに規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

エ 追完請求、(9)ウに規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。以降において同じ。）が委託者の供した材料の性質又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

オ 委託者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(10) 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

受託者は、本業務を実施するうえで疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについて、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。